

学 位 論 文 題 名

ベッサラビア統治から見た帝政ロシアの膨張と統合：
1812-1917年

学位論文内容の要旨

1) 論文の趣旨

本論文は、ロシア帝国下のベッサラビア統治(1812-1917)の分析を通じ、帝国中央が、帝国のさらなる膨張のための橋頭堡として利用するために、帝国辺境の統合・同化を犠牲にすることがあったことを論証している。

2) 論文の構成

序章

第 1 節 研究の目的と視角.....	1
第 2 節 ロシア帝国下のベッサラビアについての研究史.....	12
第 3 節 史料.....	22
第 4 節 本稿の構造.....	32
第 1 章 ロシアの南下政策とベッサラビアの成立.....	34
第 1 節 ベッサラビア併合までのロシアのバルカン進出.....	35
第 2 節 ベッサラビアの風土、社会階層、民族.....	43
第 2 章 バルカン情勢が生んだ総督府.....	49
第 1 節 エテリア革命とノヴォロシア・ベッサラビア.....	51
第 2 節 露土戦争と総督府設置.....	62
第 3 章 「ルーマニア人地域」のなかのベッサラビア.....	65
第 1 節 統一ルーマニアの誕生まで.....	68
第 2 節 アレクサンドル・クザの改革.....	71
第 3 節 郡改革.....	74
第 4 節 農民改革.....	78
第 5 節 ゼムストヴォ設置.....	82
第 4 章 ビザンツ法文化圏の中のベッサラビア.....	87
第 1 節 ビザンツ帝国の諸法典.....	88
第 2 節 ドナウニ公国のビザンツ法継受.....	91
第 3 節 ビザンツ法文化圏の広がり.....	93
第 4 節 ベッサラビアの現地法と 1843 年廃止論議.....	97
第 5 節 司法改革と現地法問題.....	103
第 5 章 ロシアの正教外交とベッサラビア外国修道院領.....	108
第 1 節 ドナウニ公国の外国修道院領問題.....	109
第 2 節 ベッサラビアの外国修道院領問題.....	113

第3節 「ロシア宣教団」の活動.....	117
第4節 正教の主導権争い.....	120
第5節 『シナイ写本』問題.....	126
第6節 シリアにおける正教外交と「パレスティナ協会」.....	129
第7節 ネストリウス派への宣教とイラン外交.....	134
第8節 ベッサラビア県ゼムストヴォとペテルブルクの攻防.....	140
結論	149
参考文献.....	153

(全 178 頁、400 字詰め換算 596 枚相当)

3) 本論文の内容

序章において、本稿の基本概念、研究史、申請者が用いた史料が解説される。

論文の第1章においては、ピョートル1世からアレクサンドル1世にかけての100年余にわたる期間のロシアの野心的なバルカン政策が紹介される。この膨張政策の野心性にもかかわらず、ロシアはベッサラビアを獲得したにとどまった。言い換えれば、ベッサラビアは、膨大な官費を投じた戦争と外交の末にロシアが獲得しえた唯一のルーマニア人地域、バルカン地域、ポスト・ビザンツ地域（ギリシャ地域）だったのである。このことは、ロシア政府が、ベッサラビアを、それ自体として価値あるものとして見るよりも、バルカン外交、正教外交を展開する上での橋頭堡とみなすことを運命付けたと言える。

論文の第2章においては、1828年のノヴォロシア・ベッサラビア総督府の成立にいたる経過が分析される。既述の通り、ベッサラビアはバルカンや正教文化圏への橋頭堡としてみなされていたので、総督府が設置される以前のノヴォロシア・ベッサラビアは、オスマン帝国領から正教徒を積極的に受け入れる移民保護区としての性格を有していた。ところが、まさにこのために、1821年のエテリア蜂起に際しては、ベッサラビアはギリシャ人革命家、フリーメーソン、後のデカブリストたちの活動拠点となった。この状況に対処するために、1823年にノヴォロシアとベッサラビアは行政統合され、さらに、それに続くギリシャ独立戦争と露土戦争は、ノヴォロシア・ベッサラビア総督府の導入を余儀なくさせたのである。言い換えれば、辺境を外界への橋頭堡として位置づける政策ゆえに、辺境は外界の政治状況に対して脆弱となり、それを克服するために総督府が導入されたのである。しかし、後に見るように、総督府の導入は、ベッサラビアの外界への橋頭堡としての位置づけを変えるものではなかったのである。

第3章では、ベッサラビアにおける1860-70年代における大改革が扱われている。ここで重要なのは、同時期、ルーマニアが統一され、近代国家として歩み始めたことである。当初、ロシア政府は、ベッサラビアにおける農民改革、地方自治改革に熱意を示さなかったが、「ベッサラビア住民が、近代化を進めるルーマニアに羨みを感じることはなんとしても防がなければならない」というベッサラビア地方当局者からの突き上げを受けて、ベッサラビアにおいても農民改革が行われ、ゼムストヴォも導入されたのである。

第4章、第5章が、本学位論文の白眉とも言うべき部分である。第4章では、ベッサラビアがドナウ二公国から継受したビザンツ法が、19世紀半ばには、すでに時代遅れなものになっていたにもかかわらず、ロシア政府がそれをロシア法に置き換えることを意識的に拒否した事情が分析されている。申請者によれば、これは、ロシア政府が、ビザンツ法文化圏・バルカンの正教徒への橋頭堡としてのベッサラビアの性格を重視していたことを示している。なお、この章の前半では、ビザンツ法文化圏の法制史の概観が与えられている。

第5章においては、ベッサラビアにおける外国修道院領の国有化問題とロシア政府の正教外交が考察されている。オスマン帝国がビザンツ帝国を滅ぼした後、ドナウ二公国はオスマン帝国領となったアトス、イェルサレム、シナイといった正教の聖地の保護者となり、聖地の修道院に自国の領地を寄進して財政支援を行った。このためベッサラビアにも聖地の修道院の所領が多数存

在していたが、ロシアはこれらの経営をギリシャ人聖職者に任せていた。やがてロシアは正教の主導権をめぐってギリシャ人聖職者と対立するようになり、ベッサラビアの外国修道院領は国有化された。しかし、国有化後も、これら修道院領からの収益は主に国外の正教徒のために流用され、これを批判するベッサラビア県ゼムストヴォとの間で軋轢が生じた。申請者は、これを、ロシアがバルカンや中近東に勢力を伸ばすためにベッサラビアのロシア化と地域発展を犠牲にしたことの典型例であるとみなす。

結論では、申請者は、以上の各章の考察をまとめた上で、ベッサラビア統治をめぐるギリシャ・ファクターと「隣接世界」ファクターの重要性、帝国辺境をめぐって統合政策と膨張政策がしばしばトレードオフの関係になりうることを指摘し、「ロシアの統治理念を考える上では、国家的威信を何よりも重んじ、辺境を踏み台にしてでも膨張しようとする帝国の本質を常に意識することが必要なのである」と結んでいる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 松 里 公 孝

副 査 教 授 原 暉 之

副 査 教 授 栗生澤 猛 夫

学 位 論 文 題 名

ベッサラビア統治から見た帝政ロシアの膨張と統合：

1812-1917年

1) 論文の研究成果の特色

本稿は、19世紀はじめにロシア帝国が併合したベッサラビアのロシア化が成功したか否かといった、「辺境の同化を志向する中央・対・同化に抵抗する辺境」という2項対立の帝国論を批判する。そして、「中央、辺境、そして隣接（外部）世界」という3要因の相互関係の中で帝国を理解すべきことを指摘する。学位申請者は、ロシア政府が、ビザンツ法文化圏としてのベッサラビア、バルカンや中東に向けた正教外交の橋頭堡としてのベッサラビアの性格に注目し、地方法の特殊性や膨大な外国修道院領の存在といったベッサラビアの異質性を温存しようとしたことを指摘する。言い換えれば、辺境は、帝国中央にとって同化の対象であったばかりでなく、さらなる膨張のためのスプリングボードであることがままたち、しかも帝国中央は、帝国のさらなる膨張に有益ならば、あれこれの辺境の同化という課題は断念することがあったと指摘される。この典型的な事例として、申請者は、ロシア帝国下のベッサラビア行政を分析するのである。

本論文は、博士学位申請論文として多くの特記すべき点を有している。

第一に、申請者は、英語、ロシア語、ウクライナ語、ルーマニア語を縦横無尽に駆使し、そのほか、フランス語、ブルガリア語、セルビア語文献を若干参照している。とりわけ、スラヴ系諸言語とロマンス系言語（ルーマニア語）の双方にまたがった史料・文献の読解は、これまでの日本の研究水準を大きく超えている。

第二に、本稿は、研究の地理的対象として、ノヴォロシア、ベッサラビア、ルーマニア、バルカン、ギリシャ、パレスチナ、イランまでをカバーしている。このような地理的対象の選択は、たんにそれが広大であるばかりでなく、従来のスラブ・ユーラシア研究者の固定的なものの見方からは出てこない、独創的なものである。

第三に、日本の研究においては、これまでほとんど使われることのなかったオデッサとキシノウのアーカイヴ史料、地方文献を活用している点で、実証的にも価値が高い。

第四に、帝国理解を「中心－辺境」という二項対立図式から「中心、辺境、隣接世界」の三要因を視野に含める枠組みに転換することを提唱している点で、史学方法上の革新性がある。その「隣接世界」ファクターについても、たとえばポーランド問題や、バルト・ドイツ人とドイツ本

国との関係のような、これまで相当に研究されてきた問題ではなく、ビザンツ法文化圏、正教外交のような、ほぼ未開拓の研究分野に先鞭をつけている。

第五に、帝国辺境統治を同化とさらなる膨張という二つのベクトルから分析する必要性を提唱している点。これまでの研究でも同様の主張が見られなかったわけではないが、従来の類似の主張は、外交や地政学研究の枠内にあった。内政・行政改革のレベルにまで踏み込んで、同化政策と膨張政策の間の相克を描き出した研究は、国際的にも稀である。

第六に、ギリシャ革命とノヴォロシア・ベッサラビア総督府導入の因果関係を分析するにあたって、ポーランド反乱がキエフ総督府導入に与えた影響を援用する、また、ロシアのベッサラビア対策がドナウ二公国（ルーマニア）の状況を意識せざるを得なかったことを分析するにあたって、ブリャート政策と国外モンゴル人の関係が援用されるなど、ロシア帝国の他の辺境政策にも目配りがきいており、比較分析において優れている。

上述の第四、第五、第六、つまり史学方法論上の三点は、近年の世界的なロシア帝国研究のブームの中においてもかなり斬新な部類に入るので、本論文の主要な内容は、近いうちに英語化されて国際的に発表されることが望ましい。

2) 審査委員会の所見

残念なことに、本論文においては中央アーカイヴの利用が不十分で、政策決定過程のかなりの部分が推察の対象となっている。帝国中央の意図を扱っている以上、この弱点は早急に克服されるべきである。なお、「隣接世界」として、ビザンツ法文化圏、正教文化圏、ルーマニア人地域があげられるが、このうち「ルーマニア人地域」については、帝国が辺境を踏み台にしてでも膨張する事例にはなっておらず、文脈が異なるのではないかと指摘もなされた。しかし、以上のような問題点は、本論文の先駆性、学術的な価値を損ねるものではない。本委員会は、全員一致して、志田恭子氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。